

## 立川市ごみ処理優良事業所認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の処理等について環境に配慮し、ごみの減量及びリサイクル活動に積極的に取り組んでいる事業所を推賞し、立川市ごみ処理優良事業所（以下「優良事業所」という。）と認定することにより、資源循環型社会の実現に資することを目的とする。

### (認定対象事業所)

第2条 優良事業所として認定を受けることができる事業所は、別表に定めるごみ処理優良事業所認定基準（以下「認定基準」という。）のうち別表に掲げる適正処理の部門で2項目以上並びにごみの減量、リサイクル及び啓発活動等の各部門で1項目以上の内容に取り組み、かつ、全部門で8項目以上の内容に取り組んでいる市内の事業所とする。

2 同一の事業者が市内に複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに申請及び認定を行う。

### (申請等)

第3条 優良事業所の認定を希望する事業所は、ごみ処理優良事業所認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により申請するものとする。

2 前項に規定する申請書の提出を受けたときは、取組内容、立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則（平成5年立川市規則第53号。以下「規則」という。）第8条に規定する廃棄物減量及び再利用計画書並びに実地調査等による審査を行い、優良事業所として認定した場合は、ごみ処理優良事業所認定証（第2号様式。以下「認定証」という。）を交付する。

### (推薦)

第4条 市民、市内の事業所又は事業者団体から推薦された事業所については、実地調査等による審査のうえ、当該事業所を優良事業所として認定することができる。

### (認定証の有効期間等)

第5条 認定証の有効期間は、認定した日から当該日の属する年度の翌年度の末

日までとする。

- 2 前項に規定する有効期間満了後も引き続き認定を受けようとする事業所は、その満了の日の2月前までに申請書を提出するものとする。

(事業活動への利用)

第6条 優良事業所として認定された事業所は、優良事業所であることを事業活動に利用することができる。

(優良事業所の責務)

第7条 優良事業所は、認定証を事業所の見やすい場所に掲示するとともに、認定内容を維持するよう努めるものとする。

- 2 優良事業所は、認定時の申請内容に変更が生じ、優良事業所に該当しなくなった場合は、速やかにごみ処理優良事業所認定辞退届(第3号様式)により市長に届け出るものとする。

(市長の責務)

第8条 市長は、優良事業所の認定内容等について、広く市民に周知されるよう広報に努めるものとする。

- 2 市長は、認定の更新時に、認定基準の見直しを行うことができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、環境資源循環部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月28日(以下「施行日」という。)から施行する。  
ただし、第5条第2項の規定は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の立川市ごみ処理優良事業所認定制度実施要綱第5条第1項に規定する認定証の有効期間は、施行日以後に認定したものから適用し、施行日前に認定したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年1月20日から施行する。

別表（第2条関係）

ごみ処理優良事業所認定基準

部門	内 容
適正処理	1 一般廃棄物と産業廃棄物を区分して処理している。
	2 一般廃棄物の収集運搬を立川市の許可業者と契約している。
	3 産業廃棄物の収集運搬を東京都の許可業者と契約している。
	4 規則第16条の2に規定する事業系指定袋を購入し、使用している。
	5 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物等を分別排出するための回収容器又は保管場所を設置している。
ごみの減量	1 業者納入時の梱包材等の持ち帰りを推進している。
	2 業者納入時に専用の容器を繰り返し利用している。
	3 詰替え商品を積極的に利用している。
	4 用紙の両面印刷及び裏面利用を促進している。
	5 生ごみの水きりを徹底している。
	6 封筒を再利用し、繰り返し使用している。
	7 生ごみ処理機を設置し、使用している。
消費者の支援	8 ごみが増える商品（使い捨て商品等）を提供していない。
	9 ごみが減らせる商品（詰替え商品等）を提供している。
	10 レジ袋等の削減に取り組んでいる。
	11 簡易包装に努めている。
	12 商品の軽量化に取り組んでいる（調査及び研究を含む）。
	13 ごみ減量及びリサイクルに役立つ情報を発信している。
	14 その他市長が認めるごみの減量の取組を行っている。

リ サ イ ク ル	1 社内でびん、缶、ペットボトルその他の飲料容器ごとの回収箱を設置し、回収している。
	2 紙類、空き缶、びんなどを分別し、資源化を図っている。
	3 自動販売機業者がびん、缶、ペットボトルその他の飲料容器の回収箱を設置し、回収している。
	4 紙類について、新聞、雑紙等の種類ごとに回収容器を設置し、回収している。
	5 機密書類をリサイクル用古紙として排出している。
	6 生ごみについて、収集業者により資源化施設に搬入している。
	7 使用済み製品等の店頭回収を行っている。
	8 その他市長が認めるリサイクルの取組を行っている。
啓 発 活 動 等	1 自社独自の廃棄物処理等に関する計画を定めている。
	2 ごみ減量又はリサイクルのためのしくみがある。
	3 年度ごとのごみ量等の統計を作成している。
	4 廃棄物処理計画、ごみ量等に関し、情報を公開している。
	5 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物等の分別表を排出場所、容器等に掲示している。
	6 社内でごみ問題について研修を行っている。
	7 社内に設置している自動販売機でデポジット制を実施している。
	8 公益財団法人日本環境協会が認定したエコマークの製品、公益財団法人古紙再生促進センターが承認したグリーンマークの製品、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項第2号に掲げる製品等を購入している。
	9 ペットボトル、発泡スチロールトレイ、紙パック、充電式電池等の店頭回収を行っている。
	10 地域の清掃活動、イベント等に参加している。
	11 その他市長が認める啓発活動等の取組を行っている。